



地域のビジネスハブ としてのタイ

THAILAND AS A REGIONAL
BUSINESS HUB

国際地域統括本部 (IHQ) と 国際貿易センター (ITC)

外国投資が容易な国として長年に渡り評価を受けているタイは、東南アジアにおける貿易の中心地であり、低い税率、整備されたインフラ、コスト効率がある良質な労働力、さらに優れた立地条件によって、製造業、サービス産業の世界水準の投資国として位置付けられています。2015年にアセアン経済共同体 (AEC) の発足を迎え、タイ経済が進化する中で、国際企業はタイにおける貿易の新時代のメリットを享受出来るでしょう。

さらに投資家に優しいビジネス環境にするため、国際地域統括本部 (International Headquarters: IHQ) および国際貿易センター (International Trading Centers: ITC) の設立に際し、法人所得税、駐在員の個人所得税、特別事業税の免除・減免など新恩典パッケージを打ち出しました。



国際地域統括本部(IHQ)はタイ国内もしくは国外に立地する関連会社または支店に対し、以下の事業を行うためにタイの法律に基づき設立された企業と定義されます。

- (1) 管理サービス、技術サービス
- (2) 以下の支援サービス：
 - 2.1 一般管理、事業計画、ビジネスコーディネーション
 - 2.2 原材料および部品の調達
 - 2.3 製品の研究開発
 - 2.4 技術支援
 - 2.5 マーケティング、販売促進
 - 2.6 人事管理、トレーニング
 - 2.7 財務に関するアドバイス
 - 2.8 経済、投資に関する分析および研究
 - 2.9 ローン管理およびコントロール
 - 2.10 国税局長が指定する他の支援サービス
- (3) 財務管理：
 - 3.1 為替管理法に基づき許可された財務センター (Treasury Centers) による財務管理
 - 3.2 以下の場合におけるバツ建の貸借：
 - 3.2.1 タイ国内にある関連会社もしくは金融機関からのバツ建借入
 - 3.2.2 第3.1項または第3.2.1項に基づき受けたバツ建をタイにある関連会社へのバツ建貸出



- (4) 国際貿易センター(ITC)は海外の法律に基づき設立された法人に対する、商品、原材料、部品の購入・販売、ならびに貿易に関連するサービスを提供するためにタイの法律に基づき設立された会社と定義されます。貿易に関連するサービスは以下の事業を含みます。
 - 4.1 商品の調達
 - 4.2 出荷待ちの商品保管
 - 4.3 包装・梱包
 - 4.4 商品の運送
 - 4.5 商品の保険
 - 4.6 商品に関する助言、技術サービス、トレーニングの提供
 - 4.7 国税局長が指定する他のサービス

関連会社とは：

- 1. IHQの25%以上の株式を直接/間接的に所有している会社・パートナーシップ
- 2. IHQが25%以上の株式を直接/間接的に所有している会社・パートナーシップ
- 3. 第1項の会社が25%以上の株式を直接/間接的に所有している会社・パートナーシップ
- 4. IHQの業務および経営を管理監督する権限を持つ会社・パートナーシップ
- 5. IHQが業務および経営を管理監督する権限を持つ会社・パートナーシップ
- 6. 第4項の会社が業務および経営を管理監督する権限を持つ会社・パートナーシップ



国際貿易センター(ITC)は海外の法律で設立された法人に対し、商品、原材料、部品を購入・販売、ならびに貿易に関連するサービスの提供を目的とし、タイの法律で設立された会社と定義されます。貿易に関連するサービスは以下の事業を含みます。

- (1) 商品の調達
- (2) 出荷待ちの商品保管
- (3) 包装・梱包
- (4) 商品の運送
- (5) 商品の保険
- (6) 商品に関する助言、技術サービス、トレーニングの提供
- (7) 国税局長が指定する他のサービス

タイは、IHQおよびITCにより様々なメリットを提供することで、トップ投資国の地位を目指します。

戦略的に優位な立地& 卓越したロジスティクス

戦略的に優位な立地によりタイはアセアンのロジスティクスハブになっています。優位なコスト効率によりワールドクラスインフラを有するタイは世界銀行のロジスティクス・パフォーマンス指数でアセアン諸国で最高の評価を受けてい



ます。さらに新政策を積極的に打ち出し、運送インフラのあらゆる側面を強化し、8ヵ年(2015-2022)インフラ開発計画では、ロジスティクスコスト削減を目的にインフラ充実を図り、600億ドル(1.9兆バーツ)の予算を組んでいます。この計画の目玉プロジェクトは、主要鉄道路線のアップグレード、深海港の追加建設、空港の拡大、近隣諸国と連結する道路網の充実等を含んでいます。これらの開発により輸送期間を短縮し、より多くの貨物に対応することでロジスティクスハブの位置付けを確立します。

市場へのアクセス



アセアン経済圏は世界で最も成長が早い地域で、2015年にはアセアン経済共同体(AEC)が発足することで、タイは人口6億人、GDP2兆ドルの巨大な市場でユニークな存在として重要な役割を果たしていきます。アセアン諸国で最大の経済圏となるタイはカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム(CLMV市場)の貿易の中心地になり、国際地域統括本部(IHQ)は世界でも最も活気のある経済圏で優位に立つことになるでしょう。

世界で認知されるビジネスが 容易な国

外国投資が容易な国として認知されているタイは2015年世界銀行のEase of Doing Business Index Reportで、アセアン諸国で第3位にランクされています。国境貿易、契約履行、少数株主保護において非常に高い評価を受けています。

その他、コスト対品質の卓越したパフォーマンスで、投資家には最も魅力的なロケーションとなっています。AT Kearnyの2014年度Global Service Location Index(GSLI)の報告で、タイは海外ロケーションの魅力ランキングで世界6位に入っています。この指数は金融、人的資本、ビジネス環境等で世界50カ国を評価しています。



競争力のある人材

タイの成功には、良質でコスト効率がある良質な労働力が大きく貢献しています。この背景には、民間企業が求めているスキルを持った人材を継続的に輩出している教育システムがあります。アセアン諸国におけるQuacquarelli Symons(QS) Asia Universities Rankingのトップ50に最も多くランクインしたのはタイの大学です。

タイのトップ大学は英語による大学教育を行い、グローバルビジネスで成功するための必要なスキルを持つ卒業生、そして最近まで欧米のトップ大学でしか存在しなかった優れた英語能力を持ち、ダイナミックな創造思考を持つ卒業生を輩出しています。また、タイで先頭に立つビジネススクールであるSasin Institute of Business Administration等では将来のアセアンのリーダーを養成しています。(SasinのMBAプログラムはノースウェスタン大学のKellogg School of Managementとペンシルバニア大学のWharton School of Businessの協力で設立されました。)

“タイは我々の統括本部には最高のロケーションです。バンコクはアセアンのオペレーションを効率的に管理するのに重要な場所です。アセアンの他の関連会社やアメリカにある本社との連携を非常にうまくサポートする優秀なスタッフが揃い、喜ばしいです。IHQはタイをさらにコスト効率良い選択肢にするメリットを与えてくれると思います。”

-Mr. Roberto Mayr, VP of
Eastern Hemisphere Operations at Hanesbrands-





質の高い生活水準と リーズナブルな生活コスト

タイは駐在員に故郷を思い出す程の心地良いライフスタイルを提供します。HSBC Expat Explorer Surveyでは、タイが外国人駐在員の生活で過去5年間続けて世界のトップ10にランクされています。2014年版では世界のベストカントリーで7位に、駐在員生活のベストカントリーでは6位にランクされています。また、低コストで精練されたライフスタイルを求める駐在員の最高の国として評価されています。

タイは、駐在員の家族に様々な特典を提供しています。最新鋭の医療施設、英語の話せる医療スタッフ、そしてリーズナブルな価格により、世界から患者を惹きつけ、アジアではメディカルツーリズムのトップの国となっています。駐在員には様々なニーズがありますので、インターナショナルスクールが高品質な教育プログラムが提供される他、世界で有名なInternational Baccalaureate(IB)プログラムやAmerican Placementプログラム、英国、ドイツ、日本などのプログラムが選択可能になっています。

魅力的な恩典

貿易ハブに進化するために、タイ政府はIHQ、ITCによる魅力的な恩典をパッケージにしています。



IHQに付与される恩典:

BOIによる恩典

- 就労する熟練外国人技術者、専門家の導入、就労許可
- 土地の所有許可
- 機械の輸入関税免除(R&Dおよびトレーニングに使用するもののみ)
- 輸出向けの製品の原材料および部品の輸入関税免除

恩典の申請条件

- 国外にある支店もしくは関連会社を最低1社管轄すること。
- 払込資本金が最低1,000万バーツでなければならない。

国税局による恩典

法人所得税 国税局長よる許可日の翌日から15会計年度

- (1) 法人所得税免除対象の収入:
- 1.1 外国の法律で設立された関連会社への管理・技術サービス、支援サービス、または財務管理による収入。
 - 1.2 外国の法律で設立された関連会社からの権利使用料。
 - 1.3 外国の法律で設立された関連会社からの配当金
 - 1.4 外国の法律で設立された関連会社の株式譲渡によるキャピタルゲイン
 - 1.5 タイ経由なし、あるいは関税法に基づく通過(Transit)・積替(Transshipment)の目的でタイに入国する、海外商品購入・販売(OUT-OUT)の収入。そして、海外の法律で設立された法人に対して貿易関連サービスを提供し、国外からもしくは国外で受領される収入。
- (2) 税率10%に適用される収入※
- 2.1 タイの法律で設立された関連会社への管理・技術サービス、支援サービス、または財務管理による収入。
 - 2.2 外国の法律で設立された関連会社からの権利使用料。

※法人税減免対象の収入額は第1.1項および第1.2項における法人所得税免除対象の収入額を超過してはならない。

個人所得税 IHQで就労する駐在員の個人所得税率が就労による総収入およびベネフィットの15%に引き下げられる。

特別事業税 関連会社への貸付による総収入が免除される。

最終税(Final Tax)

海外の法律で設立され、かつタイで事業を行っていない会社またはパートナーシップに対し、以下の所得にかかる最終税が免除される。

- IHQから受領する配当金。法人所得税が免除される収入による配当金のみ。
- IHQから受領する利子。財務管理でIHQが借入して関連企業に貸出した金額の利子のみ。

恩典の申請条件

- 外国の法律で設立された関連会社に管理・技術サービス、支援サービス、または財務管理を提供しなければならない。

- 各決算日において払込資本金が最低1,000万バーツでなければならない。
- 各会計年度においてタイ国内に支払われる運営費用(販売費および一般管理費)が1,500万バーツ以上でなければならない。

注: 上記条件を満たすことができない会計年度においては税的恩典が付与されない。



ITCに付与される恩典:

BOIによる恩典

- 就労する熟練外国人技術者、専門家の導入、就労許可
- 土地の所有許可
- 機械の輸入関税免除
- 輸出貨の製品の原材料および部品の輸入関税免除

恩典の申請条件

- 払込資本金が最低1,000万バーツでなければならない。



国税局による恩典

法人所得税 国税局長による認可日から15会計年度。ITCは以下のものに関して法人所得税が免除されます：

- (1) タイ経由なし、あるいは関税法に基づく通過(Transit)・積替(Transshipment)のの目的でタイに入国する、海外商品購入・販売の収入(OUT-OUT)。
- (2) 海外にある法人に対して貿易関連サービスを提供し、国外からもしくは国外で受領される収入。

個人所得税 ITCで就労する駐在員の個人所得税率が就労による総収入およびベネフィットの15%に引き下げられる。

最終税(Final Tax)

海外の法律で設立され、かつタイで事業を行っていない会社またはパートナーシップに対し、ITCから受領する配当金にかかる最終税が免除される。ただし、法人所得税が免除される収入による配当金のみ。

恩典の申請条件

- 各決算日において払込資本金が最低1,000万バーツでなければならない。
- 各会計年度においてタイ国内に支払われる運営費用(販売費および一般管理費)が1,500万バーツ以上でなければならない。

注： 上記条件を満たすことができない会計年度においては税的恩典が付与されない。

外国人事業証明書(Certificate)/許可証(License)を申請するIHQ/ITC登記手続きに便宜を図るために商務省事業開発局は以下の通り時間を短縮する。

- ✓ BOI奨励企業には30日以内から15日以内に短縮。
- ✓ 非BOI奨励企業には60日以内から30日以内に短縮。

タイ中央銀行もIHQ/ITCのために外貨に関する規制を緩和する。

お問い合わせ

タイ投資委員会事務局

The Office of the Board of Investment (BOI)

IHQとITCに関する一般お問合せ、および投資奨励の恩典または申請手続き

連絡先: One Start One Stop Investment Center (OSOS)

Tel: 66 (0) 2209 1100 Email: osos@boi.go.th, Website: osos.boi.go.th

Tel: 66 (0) 2553 8271 Email: head@boi.go.th, Website: www.boi.go.th

国税局(財務省)

The Revenue Department, Ministry of Finance

IHQとITCの税制優遇措置

連絡先: Bureau of Tax Policy and Planning

Tel: 66 (0) 2272 8033

Email: ihqitc@rd.go.th, Website: www.rd.go.th

事業開発局(商務省)

The Department of Business Development, Ministry of Commerce

会社登記、外国人事業許可証・証明書

連絡先: Bureau of Foreign Business Administration

Tel: 66 (0) 2547 4425-6

Email: foreign@dbd.go.th, Website: www.dbd.go.th

タイ中央銀行

The Bank of Thailand

財務センターに関する諸規則

連絡先: Foreign Exchange Administration and Policy Department

Tel: 66 (0) 2356 7799

Email: FOG_ECST@bot.or.th, FX_ADMSV_NB@bot.or.th

Website: www.bot.or.th

雇用局(労働省)

The Department of Employment, Ministry of Labour

外国人の就労許可証

連絡先: Office of Foreign Workers Administration

Tel: 66 (0) 2245 2745, 66 (0) 2248 7202

Website: wp.doe.go.th

免責事項:本資料に記載された情報は情報提供を目的とするものであり、完全または法的拘束として見なされるものではありません。情報の確認はBOIの担当官にお問い合わせください。

連絡先

投資委員会事務局(BOI)本部

OFFICE OF THE BOARD OF INVESTMENT

555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak, Bangkok 10900

Tel: +66 (0) 2553-8111

Fax: +66 (0) 2553-8316, +66 (0) 2553-8222

Website: www.boi.go.th

Email: head@boi.go.th

ONE START ONE STOP INVESTMENT CENTER (OSOS)

18th Floor, Chamchuri Square Building,

319 Phayathai Road, Pathumwan, Bangkok 10330

Tel: +66 (0) 2209-1100

Fax: +66 (0) 2209-1199

Website: osos.boi.go.th

Email: osos@boi.go.th

ONE STOP SERVICE CENTER FOR VISAS AND WORK PERMITS

18th Floor, Chamchuri Square Building,

319 Phayathai Road, Pathumwan, Bangkok 10330

Tel: +66 (0) 2209-1100

Fax: +66 (0) 2209-1194

Email: visawork@boi.go.th

海外事務所

TOKYO

Thailand Board of Investment, Tokyo Office

Royal Thai Embassy, 8th Floor, Fukuda Building West,

2-11-3, Akasaka, Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan

Tel: +81 (0) 3-3582-1806

Fax: +81 (0) 3-3589-5176

Email: tyo@boi.go.th

OSAKA

Thailand Board of Investment, Osaka Office

Royal Thai Consulate-General, Bangkok Bank Building, 7th Floor,

1-9-16 Kyutaro-Machi, Chuo-Ku, Osaka 541-0056 Japan

Tel: +81 (0) 6-6271-1395

Fax: +81 (0) 6-6271-1394

Email: osaka@boi.go.th

